

# 令和元年度 うきは市結婚新生活支援事業

市では、結婚を機に市内で新婚生活を始める新婚世帯を対象に、新居の取得費用・家賃・引越し費用を**最大30万円まで補助**します。住民票など必要書類を用意のうえ、市企画財政課企画調整係へ提出してください。

○申請期間：2020年2月28日まで ○補助額：1世帯あたり上限30万円

○対象者：次の要件(7要件)すべてを満たす人が対象です。

- ①本年1月1日から来年2月28日までに結婚届を提出し受理された夫婦
- ②婚姻日における夫婦の双方又は一方の年齢が34歳以下
- ③申請時点で夫婦ともにうきは市に住民票があること
- ④新居が市内にあり、夫婦の双方または一方が新居に住民票を移していること
- ⑤夫婦の所得の合計額が340万円未満の世帯
- ⑥他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていないこと
- ⑦過去に、この制度による補助金を受けたことがないこと



詳しくは、うきは市ホームページをご覧ください  
(<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>)

●問合せ 企画財政課企画調整係 TEL73-9152



## うきは市薪ストーブ等設備導入補助金



市では、市内の事業所または農業用施設に薪ストーブ・薪ボイラー(以下「薪ストーブ等」という。)を購入・設置し、事業を営む個人事業主、法人、または団体を対象に、薪ストーブ等本体、煙突その他必要な付帯資材及び設置費用を**最大30万円まで補助**します。見積書など必要書類を用意のうえ、市企画財政課企画調整係へ提出下さい。

○申請期間:2020年2月28日まで ○補助額:補助対象経費の2分の1(上限30万円)

○対象:次の要件(9要件)を全て満たしていること

- ①市内の事業所または農業用施設に薪ストーブ等を購入・設置し、事業を営む個人事業主、法人または団体。※実績報告時まで起業予定の人も含む
- ②市税、国民健康保険税、税外徴収金等を滞納していないこと
- ③申請時において、薪ストーブ等の購入及び工事に着手していないこと
- ④来年2月末までに設置及び支払いを完了し、実績報告書を提出できる人
- ⑤自己所有でない建物に設置する場合は、所有者の承認を得ている人
- ⑥薪ストーブ等を適正に管理し、適正管理に関する誓約書を提出できる人
- ⑦薪ストーブ等の使用状況など、市の調査・普及活動に協力できる人



ホームページ  
QRコード

詳しくは、うきは市HPをご覧ください。

(<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>)

⑧過去にこの補助金を受けたことがないこと

⑨暴力団関係者でないこと

●問合せ 企画財政課企画調整係 TEL 73-9152

## 第15回うきは市民ソフトバレーボール大会 参加チーム募集!

今年もソフトバレーボールを通して、地域の親睦・交流と市民の体力づくりを目的に開催します。

○期 日 10月27日(日) 受付8:00 開会式8:30

○会 場 うきはアリーナ他 参加費 1チーム1,000円

○申込締切 令和元年10月11日(金)

○申込先 うきは市民ホール(77-7476)・るり色ふるさと館(75-3343)

※詳しい内容につきましては、窓口にて大会要項等(申込書含む)の関係書類を配布していますので、ご確認のうえ申し込み願います。



●問合せ うきは市教育委員会 生涯学習課 ☎75-3343